令和4年定例会8月会議

豊浦町議会会議録

令和4年8月22日 (月曜日)

午後1時30分 再開

午後2時14分 散会

令和4年定例会8月会議

豊浦町議会会議録

令和4年8月22日(月曜日) 午後1時30分 再開

司 君

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案一括上程

議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について

議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第6 選挙第1号 西いぶり広域連合議会議員選挙について

散会宣告

◎出席議員(7名)

議長8番根津公男君副議長7番石澤清司君

1番 山田秀人君 3番 小川晃

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎説明員

町 長 村 井 洋 一 君

副 町 長 須田 歩君

 教
 育
 長
 吉
 田
 朋
 行
 君

 総
 務
 課
 長
 本
 所
 淳
 君

地方創生推進室長 久々湊 忍君

地方創生推進室長補佐 竹島 英和君

農林課長井上政信君

建 設 課 長 武石 修君

国民健康保険病院事務長 高橋美香君

◎事務局出席職員

事務局長荻野貴史君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

本日、8月22日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会8月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、6番、渡辺訓雄議員並び に7番、石澤清司議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の副委員長から、去る8月17日に開催されました議会運営委員会における本会議の運営等に係る協議結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会山田秀人副委員長、登壇願います。

〇1番(山田秀人君) 議会運営委員会における協議結果等について報告いたします。

本日の日程等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

会議に付議されている案件につきましては、行政報告が1件のほか、町長からの提案として、 令和3年度各会計決算の認定及び国民健康保険病院事業会計決算の認定の2件であります。

また、議会の案件として、欠員が生じている西いぶり広域連合議会議員の選挙であります。 このことについては、欠員が生じた場合、速やかに補充することとなっていることから、選挙 をするものであります。

以上のことから、定例会8月会議の会期につきましては、1日間としたところであります。 以上、議会運営委員会からの報告といたします。

O議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 質疑なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会8月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のと おりであります。 次に、説明員及び委任職員は8名であります。

以上、報告といたします。

◎行政報告

〇議長(根津公男君) 日程第4、次に、町長から行政報告を行う旨の申出がありましたので、 これを受けることといたします。

村井町長。

- ○町長(村井洋一君) それでは、行政報告を行います。
 - 8月16日からの大雨についてご報告をいたします。

8月15日月曜日から16日火曜日にかけて、前線を伴った低気圧が北海道付近を通過し、前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が非常に不安定となり、広い範囲で大雨となりました。

大岸アメダスによる観測値では、降り始め15日16時から降り終わり16日15時までの降水量の合計が160ミリメートルとなりまして、また、この間の最大時間雨量が19ミリメートルで3回観測し、記録的な大雨となりました。

室蘭地方気象台が発表した警報は、16日2時57分、大雨警報を発表、16日21時5分に解除され、その後、大雨注意報となりました。6時8分には洪水警報、16日15時50分解除、その後、洪水注意報が発表となりました。

また、この大雨の影響により、16日8時50分に土砂災害警戒情報が発表されまして、これにつきましては、16日11時20分に解除されましたけれども、9時15分に災害対策本部を設置し、9時30分に中央公民館、15時30分に閉設いたしましたけれども、並びに、大岸いきいきセンター、17日15時30分閉設、礼文華生活館につきましては、17日7時閉設になりましたけれども、これら3避難所につきましては、自主避難所ということで開設しまして、町ホームページとフェイスブック、防災行政無線、ワイラジオ等を通じて住民に周知を行い、大岸いきいきセンターに2世帯3名、礼文華生活館に1世帯3名と地域住民外の方3名が一時的自主避難をいたしました。

道路の通行止めは、道道大岸礼文停車場線、いわゆる大岸ゲートから礼文華ゲートまでの1.5 キロメートル、これが落石のおそれによりまして、16日3時から17日9時まで、道道豊浦ニセコ線につきましては、これは、大岸道有林から新富までの6.8キロメートルでございますけれども、これにつきましても、落石のおそれによりまして、16日10時から現在も継続中でございます。

また、同路線、国道交差点から大岸460番地までの0.5キロメートル、これにつきましては、 冠水によりまして、16日15時15分から17時45分まで、また、道道新富神里線、山梨ゲートから 神里ゲートまでの4.2キロメートルでございますけれども、これにつきましても、落石のおそれ によりまして、16日10時30分から17日11時30分まで、また、道道美和豊浦停車場線、新山梨町 道交差点から浜町町道交差点までの5キロメートル、これにつきましては、路肩決壊によりま して、16日14時00分から現在も継続中でございます。

町道新山梨酪農1号線、新山梨735番地の5番、地先でございますけれども、これにつきましても、路肩崩壊によりまして、16日14時00分から現在も継続中でございます。

被害状況につきましては、8月18日現在で、住家被害は床上浸水、大岸地区でございます。これにつきましては1件。

道路被害は、町道新山梨酪農1号線で路肩崩壊20メートル、町道美和北線で路肩崩壊20メー

トル、町道山梨第3線で路肩崩壊20メートル、また、林道遠藤の沢線で路体崩壊20メートルなど、8月19日時点での被害状況となっておりますけれども、引き続き調査中でありますので、被害箇所の増加も考えられるところでございます。

なお、これらの復旧に当たっては、補正予算または専決処分により速やかに行いたいと考え てございます。

農業被害は、畑の浸水被害で豆が0.4~クタール、カボチャが1.8~クタール、アスパラガスが0.1~クタール、レタスが0.2~クタール、ニンジンが1.5~クタール、バレイショが1~クタール、鶏採卵の溺死が2羽、施設被害は、高岡さけ・ますふ化場が冠水しまして、ポンプの故障、現在調査中でございます。また、インディアン水車公園が冠水しまして、水車を回すモーターの故障、これも現在調査中でございます。

以上でございます。

○議長(根津公男君) 町長の行政報告が終わりましたが、特に確認したい事項等があれば発言を許します。

渡辺議員。

〇6番(渡辺訓雄君) 行政報告を聞かせていただいて、これも自然災害でありますから、致し方ない面もあるかなと思うのだけれども、この報告書の中に、細かいことは別でありますが、大岸の冠水したところの関係者からも16日の午後から話がありました。

それはそれとしていいのでありますが、ここに括弧書きで16日9時15分に災害対策本部を設置したということでありますが、同時に、この報告によると、夜中の16日の2時57分に大雨警報の発表です。そして、16日の21時ですから、大分時間がたった後に解除、その後、大雨注意報、6時8分に洪水警報、15時50分に解除、洪水注意報が発表となりました。その後段に、またこの大雨の影響によりということで、災害対策本部を設置したということです。

これは夜中ですから、役場の状況、職員の状況もあるでしょう。大雨ということで、この災害対策本部は9時15分になっていますが、その状況をマスコミあるいは大雨や洪水の警報などに関わる関係で、それをここに夜中の2時と書いてありますけれども、その間の危機意識というか、あるいは、9時15分に設置してどういう役割をしなければいけないのか、例えば、どのような実施をしなければいけないのか、そのときに、どういう設置をして、どんなふうな対策をされたのですか。そこをまずお尋ね申し上げます。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) お答えいたします。

大雨警報等は夜中に発令されております。

役場の体制としては、防災担当が警報が出たらまず役場に詰めるような体制になってございます。警報が出たからといって、すぐに対策本部を設置するわけではなく、今は気象台が発表する土砂災害警戒情報ですとか、場合によっては、洪水等、川の氾濫等の警戒情報、こういったものが発生されたということで、対策本部を設置し、避難指示、自主避難をどうするか、そういった避難をするための意思を確定するのが対策本部で、避難するという部分に当たっては、避難所を運営する職員の配置ですとか、そういったものを決定して、なおかつ町民にこういった情報を周知するということをこの9時15分の対策本部会議で決定いたしました。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 決定して、消防は消防で、それから、北海道の道道についても関係者であって、対策をして、どういう危機意識を持って、この大雨警報に対してどんな実践をされ

たのですか。ただ座って会議して設置しただけなのですか。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) 対策本部会議では、今までの雨の状況、警報等の発令 状況、それらを説明した上で、住民の避難をどうするか、今回の場合は自主避難ということを 決定して、自主避難するにしても避難場所が必要、では、避難場所をどこにするかというとこ ろで、当時の土砂災害の色を塗られた部分が海岸線に近いところだったので、大岸、礼文、豊 浦町の3か所を自主避難所として開設し、今度はそこに対する職員の配置を決定して、9時30 分にこれらの自主避難所を開設した、これらを決定しました。

危機意識としては、当然、土砂災害の警戒情報が出ているわけですから、土砂崩れに警戒するという部分を意識した本部会議です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** くどくど申し上げても致し方ないのだけれども、人身絡みが何もなかったというか、災害はあったにしてもね。

私も10時ちょっと過ぎに、建設のほうに、町を自分の感覚で、貫気別川とかその辺を見てきました。そうしたら、かなりかさも上がって、雨水の、すれすれに行っていたものだから、ちょっと気になってパトロールしてくださいよと、確認も含めて申し上げた経緯があるのですが、その中で、自主避難所の開設は開設で結構ですが、ここにホームページとフェイスブック、防災無線、ラジオなどを通じて周知を行いましたとありますが、防災無線は、いつ、何時頃、何回されていましたか。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 防災無線は、9時30分に開設したときに1回の放送です。
- O議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今回の大雨については、異常気象という、そういうマスコミ等でのお話もいろいろされておりましたし、噴火湾といいますか、道南地方を中心とした雨が降るという予報はかなり報じられておりました。

当然、15日から16日の雨もかなり大きく降るぞというお話でしたが、結果として、8月16日、朝早く未明に降り始めて降り終わりまでの間というのは、かなり短期間のうちに雨が集中して、それぞれのところに被害があったということであります。

それで、自主避難所を対策本部のほうで設置するということですが、自主避難というのはど ういう格好で、自分の住んでいるところが冠水しそうだとか、事前に避難しておいたほうがい いとか、どういう格好の自主避難なのか、そこら辺のところはどういう考え方なのですか。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** いわゆる避難指示等までには至らないという判断の下、 自主避難ということで、住まわれている方が危険を感じる、避難をしたいという自己判断の下 に避難所に避難してくださいという内容をアナウンスいたしました。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それぞれ個人的な差があると思いますが、危険を感じる、感じない、これからどんな水がやってくるか分からないという状況でありますし、これから言うと、かなり集中的に降水量が増加したという記録的な大雨となったということです。

ここら辺の警戒感をもっともっと強めていかないと、住民が被害に遭って命を落とされると

いうことにならないように、緊迫した災害情報、それから、災害に当たっての警戒が必要では ないかという気がします。

実は、結構道路も冠水して通行止めになっています。例えば、礼文華地区ですね。道道大岸 礼文停車場線、これは海岸線のところです。そして、ここが寸断されると、礼文華の人は国道 37号に行かなければならないのです。ところが、大学沢に入る途中で大雨になって、一時、あ そこも通れなくなった。それで、一時的ではあるけれども、孤立の状況が起きたという話も地 域の人から伺いました。

ここら辺の状況に伴って、いろいろな被害といいますか、通行止めにあったために何かするのができなくなったとか、そういうものというのはあると思うのです。そこら辺のところの対策はどういうふうになっていますか。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 礼文華地区に関しては、今、山田議員がおっしゃったように、一時的に国道からの行き来が非常に困難な状況も報告を受けております。

そして、この状態が続くようであれば、海回りで止まっている道道を一時的に開放して行き 来をさせるような段取りまで各関係機関と打合せはしておりました。

ただし、その冠水状況がぐっと少なくなってきて、なおかつ、地域の自治会等々と打合せした中で、まだかなり困難ではあるけれども、水につかった道路のところを行き来は何とかできるという状況と、止まっている道道を常に開放ということは難しいと。時間を決めて、何時から何時まで両方のゲートを開けて、その間に行き来したい人の行き来をということであれば、北海道としても対応は何とか可能ぐらいの打合せでした。

しかし、先ほど言ったように、冠水状況が大分少なくなったということで、そこの部分も見合わせた状況でございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** もう一つは、道道は、新富神里線、美和豊浦停車場線が、今、路肩決壊という状況であります。それから、町道もそうですね。

これらの道路は、いわゆる酪農の方々が生乳を搬出する際に使う経済道路なのです。ここら 辺の確保はどのようになっているのですか。きちんと確保されているのですか。それによって 確保されなければ、結局は出荷が停止になって、酪農の方々の経済はかなりダウンするような ことも考えられる。ここら辺のところはどうなのですか。

それともう1点、テレビで出ましたね。あれは国道ですね。貫気別川をこちらから大岸のほうに向かっていくと、貫気別川の橋を渡ったあそこのトンネル、あれがかなり冠水して、ということは、町道から下りてきたあの道路から水が入ってきているという状況ですね。そこはどのようになっていましたか。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** まず、1点目の美和豊浦停車場線ですが、聞いているのは、水力ダムのある辺りの路肩というか、本体が欠落していて、道路管理者から聞いている話は、舗装体はかろうじて残っている部分はあるのですが、その舗装体の下の路盤、土砂がかなりえぐられていて、通行できるような状況にないと聞いております。

この新山梨町道交差点は、豊浦側から行きますと、丁字の交差点になって、左に行くと新富 方面、真っすぐ行くと美和方面、あの交差点のところからずっと国道側に来た町道の交差点ま での5キロメートルを通行止めせざるを得ない状況だというふうに報告を受けております。 当時、16日の電話での報告の中では、いわゆる町の単独費で直せるような金目ではないので、 国庫補助の災害復旧事業を使う予定であるということと、その事業に充てるためには、災害査 定等を受けるなどの準備期間だったり手続期間が必要なので、すぐさま工事に着手するという 状況にないという報告も受けております。

また、今度は、大和とか山梨の町道にここが通れないための迂回措置の看板等々を上げさせてほしいということで、豊浦町としては迂回の看板を町道に上げるのはよろしいですというお話をさせていただきました。

もう1点の国道のトンネルの中の冠水の状況ですが、豊浦町本町から行くと、橋を渡った次のトンネルで、トンネルを出てからの右側の高岡新山梨線という町道ですが、そこの高速道路のボックスカルバートを過ぎた先に沢が1本入っているのですが、その沢が土砂等で詰まりまして、そこの排水が全部道路を流れて国道に流入したという状況です。そこでは、途中、国道に流入しないように、町道側のほうで土のうを設置して、国道の排水に直接入るような作業等をしたというふうに聞いてございます。

これらについては、国道管理者の開発局と道路管理者の豊浦町で、後日、この辺の詳細を打合せして今後に備えましょうというような状況になっているというふうに確認してございます。 以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** もう一つ、先ほどの美和豊浦停車場線が通行止めで、いろいろ迂回路を使ったということですが、酪農の人たちの生乳を運搬する道路でもあるわけです。ですから、その運搬がきちんと確保できているのかどうか、ここら辺はどうなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 酪農の方々の状況については、まだ確認してございません。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ここら辺のところをきちんと早めに対策を打ってあげないと、やはり町不信になるのですよ。住民の生活の安定が地方自治の本旨ですから、そういうことをよくきちんと察知してやらないと駄目だと思うのです。

今、災害担当のエキスパートというのはどなたがやっているのですか。久々湊室長がやっているのですか、何人でやっているのですか、この対策は。私は前々から言っていて、きちんとした経験のある担当官をそこに設置しなさいということを常に言っているのですが、そこら辺はどういうふうになっているのですか。

- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) 担当部署は地方創生推進室で、係は広報、防災で担当が2名、それと私を入れて3名で対応しております。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 今言った兼務も含めてですけれども、毎回毎回、災害ばかり起きたら 困りますけれども、もし起きたら、きちきちとそれが整理できるような、そういう担当員を必 ず置いておかないと、みんな別なところのお仕事に持っていかれて、災害が起きたときには慌 ててしまう、こういうふうになると、誰も町民の命を救うことができなくなる。このことが一 番大事だと思うのですよ。

ぜひ、そういう意味では、町長を含めて、人事についてはよく検討していただきたいと思い

ます。

以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 小川議員。
- **○3番(小川晃司君)** 今話に出ていた道道美和豊浦停車場線の話ですけれども、通行止めになるということを北部の方、地域住民への周知徹底はどのような方法で行われていたのか、お聞きします。
- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 美和豊浦停車場線の通行止めに関しましては、16日の14時からということで、役場にはファクス等で連絡が来ています。

役場では、道道、国道の通行止めの連絡が来た場合に、まず、自治会長にその内容をファクスで流します。それと、ホームページに掲載して、通行止めという部分のお知らせを役場としてはやっております。

このときに、道道サイドとしては、来た方には、当然、警備員がついているので通れないということと、山方面にどういう形で道道が周知したかということまでは確認してございません。 以上です。

- 〇議長(根津公男君) 小川議員。
- ○3番(小川晃司君) これは山梨の住民から言われたのですけれども、今言うように、自治会長にもその連絡は行っていなかったという話です。それに、ホームページだって、今やっと光回線が回っている状況で、住民の方もホームページの確認は難しいと思うので、電話での周知徹底、ファクスでの周知徹底をもう少し厳密にやっていただきたいということを町民に言われましたので、よろしくお願いいたします。
- O議長(根津公男君) ほかにありませんか。 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** 今、いろいろ聞いていたのですけれども、防災無線というのは、前もいろいろ言っていたと思うのですけれども、前のときには礼文華のことを私は言いましたけれども、山間部のことに関しては、朝の9時半の1回だけで、細かく防災無線を使った周知はされなかったということなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) 防災無線に関しては1回だけです。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 今、正直に言われたのですが、それなら防災無線の意味がないでしょう。やはり、地域の利便性も考えて、こういう緊急事態ですよ、今後とも、今回は反省ということで、その地域に合わせた防災無線の利用の仕方を考えていただきたいと思います。以上です。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。
 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 災害だから仕方ないとか、そういうことだけではなくて、職員は職員 の思いもあったと思うのですよ。ああもしたい、こうもしたい。一番大事なのはガバナンスで すよ。

町長、皆さんの声を聞いて、手落ちがなかったですか。指導力性も含めてです。そこをお尋ね申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** まずもって、先ほども言いましたけれども、非常に今までに経験した ことのない大雨が続いたということでございます。

議員ご存じのとおり、今回のこの大雨の事態を受けて、やはり見直すところは見直す、そういった活用、資機材の活用も含めまして、十分に住民周知ができるように、また、防災に資するようにということを強く思ったわけでございます。

そういったことに鑑みて、やはり豊浦町の防災の在り方を全体的に見直すべきなのかなということを感じております。それらについて、これから検討しながらやっていかなければ駄目だというふうに思ってございます。

いずれにしても、今ある資機材を十分有効に使って、できるだけ、住民周知をはじめ、防災 に資するようにというのが今できる最大のことかなと思っておりますので、これらを生かして、 住民の生命、財産を守るように努めていかなければならないということを改めて痛感したとこ ろでございまして、そのように取り計らっていくということを肝に銘じてまいります。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

- ○議長(根津公男君) なければ、これで行政報告を終わります。
 - ◎議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について
 - ◎議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- ○議長(根津公男君) 日程第5、議案の一括上程を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について及び議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、会議規則第34条の規定に基づき、一括上程とし、審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について及び議案第51号 令和3 年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、一括上程とすることに決しました。

ここで、お諮りいたします。

議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について及び議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、会議規則第36条第2項の規定に基づき、説明を省略するとともに、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について及び議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、説明を省略するとともに、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査とすることに決しました。

ただいま委員会条例第4条特別委員会の設置の規定に基づき、決算審査特別委員会が設置されましたので、委員会条例第7条第1項委員長等の互選の規定により、議長は、本席より、決

算審査特別委員会を来る8月25日、26日の両日午前10時に議事堂へ招集することを口頭で告知いたします。

よって、当日は、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、出席中の年長委員によって委員 長互選の職務を行うことをお願いいたします。

◎選挙第1号 西いぶり広域連合議会議員選挙について

〇議長(根津公男君) 日程第6、選挙第1号 西いぶり広域連合議会議員の選挙を行います。 当町議会選出の西いぶり広域連合議会議員について、欠員が1名生じております。

西いぶり広域連合規約第8条において、広域連合議員に欠員が生じたときには、速やかにこれを選挙しなければならないと規定されていることから、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長が指名することに決しました。

議長において、西いぶり広域連合議会議員に小川晃司議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小川晃司議員を西いぶり広域連合議会議員の当選人と定めること にご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小川晃司議員が西いぶり広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、西いぶり広域連合議会議員に当選されました小川晃司議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 議長より念のため申し述べておきますが、本日の日程第5で申し上げましたとおり、来る8月25日、26日の午前10時より、議事堂において決算審査特別委員会が開催されますので、改めてご承知おきのほどをよろしくお願いをいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後2時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年8月22日

議長

署名議員

署名議員